

茨城県復興推進計画（茨城県確定拠出年金復興特区）

作成主体の名称：

茨城県，水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町，美浦村，阿見町，河内町，利根町

1 復興推進計画の区域

水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町，美浦村，阿見町，河内町，利根町（以上 40 市町村）の全域

2 復興推進計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は，地震，津波により本県に甚大な被害をもたらし，県内全域に極めて大きな影響を与えた。

本県全体で，死者・行方不明者 25 名，負傷者 700 名の人的被害や 17 万 4,000 棟を越す住宅被害という想像を絶する被害が発生し，県民の生活を直撃した。また，上・下水道，道路，港湾，学校など多くの施設の大規模損壊により，被災者は長期にわたり不便を強いられるなどしたところである。さらに，本県の被害額は日本政策投資銀行の推計によると 2 兆 5,000 億円にも上り，なかでも製造業への被害額は被災した東北 3 県を上回る 5,300 億円と推計されており，産業の面でも，県民の生活に大きな被害を与えている。

また，こうした被害は，地震，津波によるもののみならず，福島第一原子力発電所事故によって，放射線や食品・土壌などへの放射性物質による健康への不安をはじめ，出荷制限や風評被害による農林水産業への被害，観光客数の大幅減，電力供給能力の低下による使用制限など県内全域の幅広い分野で，県民の生活に大きな影響を与えている。

こうした影響もあり，震災前の平成 23 年 3 月 1 日時点で 296 万 6 千人であった本県人口は，平成 24 年 8 月 1 日時点で 294 万 5 千人と 2 万人以上も減少している（「茨城県常住人口調査」）ところである。

このような中で，本県の復興を推進していくためには，少しでも多くの被災者が安定した生活を取り戻し，事業活動を震災前と同様に行うことができるようにすることが重

要である。

このため、確定拠出年金法の特例措置を受けられる環境を整え、脱退一時金の活用による被災者の生活再建等を促進し、地域の復興を推進するものである。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本県では、東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 3 月に総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」を改定した。

改定された総合計画では、本県の本格的な復興にあたり、県民の日常生活や経済活動を一日も早く元の姿に戻すことが極めて重要であると位置付けている。

このため、まずは道路や港湾、漁港などの社会基盤の復旧に努めながらも、被災者の生活再建や中小企業への支援などによる産業の復興、雇用対策などを進めているところである。また、原発事故の影響に対しては、県民の生活の安定を図るため、放射線量の測定や放射性物質検査など県民の健康を守る取組や、風評被害に苦しむ県内観光業や農林水産業への支援などにも取り組んでいる。

さらに具体的な被災者の生活再建や産業復興策としては、被災住宅復旧のための利子補給事業や被災した中小企業に対する融資及び利子補給などを行っている。また、雇用対策では、雇用創出等基金を活用した研修・雇用一体型事業、被災求職者のための就職支援事業、重点分野における雇用創出事業などを進めている。

4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 復興推進事業の内容

東日本大震災復興特別区域法第 34 条に基づく確定拠出年金法の特例により、脱退一時金を以下の地域振興事業に要する資金の一部に活用して地域の活性化を図る。

① 住環境の再建

被災した住宅の再建、被災した家財の購入、賃貸住宅等への転居、その他住環境の再建に使用する資金。

② 事業の維持・再開、就労確保

農林水産業の維持・再開、商店等の個人事業主の事業再生や当該地域で就労するために使用する資金。

③ その他

上記①、②のほか、安心できる生活の確保や、文化・スポーツの振興などの地域の活性化に資すると認められる事業のために使用する資金。

(2) 実施主体に関する事項

確定拠出年金の脱退一時金の支給を受ける者

(3) 特別の措置の内容

確定拠出年金法附則第3条第1項の特例として、一定の要件を満たし、かつ、確定拠出年金の脱退一時金を上記地域振興事業のためにその全部又は一部を使用すると見込まれる者として県内の対象となる市町村長が認めた者を対象に、当該認定を受けた者の申請により脱退一時金が支給される。

5 復興推進計画の実施により見込まれる効果

本計画の実施で認められる確定拠出年金法の特例による脱退一時金の支給は、被災者が被災した住宅の再建や事業の再生等を行う場合、その資金調達の選択肢を広げるものであり、生活再建の促進が期待できる。

また、東日本大震災からの復興を目指す本県にとって、住民が安心できる生活を取り戻すことが最優先課題であり、県民一人ひとりの生活再建を促進することで地域の活性化、ひいては本県の復興の推進につながるものと期待される。

6 計画期間

認定の日から平成28年3月31日まで。

7 その他

東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づく意見聴取については、本計画が、県と関係全市町村の共同作成のため不要。

